

令和5年第1回瑞穂市議会定例会追加提出議案

追加提出 令和5年3月3日

行政報告

報告第4号 専決処分の報告について（損害賠償その4）

報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償その5）

報告第4号

専決処分の報告について（損害賠償その4）

公用車による物損事故につき和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月3日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和5年1月6日午後2時20分ごろ、美来の森において公用車と相手車両が接触した事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものの。

専決第4号

専 決 処 分 書

令和5年1月6日瑞穂市十九条382番1における公用車による事故につき、
和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1
項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年2月21日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

瑞穂市十八条 [REDACTED]
[REDACTED]

2 事故の概要

令和5年1月6日午後2時20分頃、美来の森において破砕チップを相手方車両に積み込む際に、公用車と相手方車両側面が接触したものの。

3 和解の内容

相手方の修繕費等344,520円全額を市側が支払うものとする。

報告第5号

専決処分の報告について（損害賠償その5）

穂積駅北駐車場の駐車場機器が正常に動作しなかったことが原因で発生した車両損傷事故につき和解し、損害賠償の額を定めることについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年3月3日提出

瑞穂市長 森 和 之

提案理由

令和5年1月31日穂積駅北駐車場の駐車場機器が正常に動作しなかったことが原因で発生した車両損傷事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものの。

専決第5号

専 決 処 分 書

令和5年1月31日穂積駅北駐車場の駐車場機器が正常に動作しなかったことが原因で発生した車両損傷事故につき、和解することについて地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和5年2月24日

瑞穂市長 森 和 之



1 相手方

瑞穂市別府 [REDACTED]
[REDACTED]

2 事故の概要

令和5年1月31日午後6時55分頃、穂積駅北駐車場に駐車した相手方の車両について、30分未満にも関わらずフラップ板が上がっていた為、出庫した際に車両の底が損傷したものの。

3 和解の内容

相手方の修繕費38,423円全額を市側が支払うものとする。